

II 津田塾大学大学院学則

第1章 総 則

(本大学院の目的)

第1条 津田塾大学大学院（以下「本大学院」という。）はキリスト教精神に基づく学部の教育の基礎の上に、専門の学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(研究科の目的)

第2条 文学研究科は、英米文学、英米文化、英語学、コミュニケーション、英語教育などについての専門の学術理論および応用を教授研究すると同時に、英語力にも優れた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

2 理学研究科は、数学あるいは情報科学を通じて学生の「自ら考える能力」を高め社会で活躍できる有用な人材を育むことを目的とする。

3 国際関係学研究科は、現代世界の諸問題を地域や具体的事象に即して、学術的に解明できる専門家の育成を目的とする。

(博士課程)

第3条 本大学院に、博士課程を置く。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

4 博士課程は、後期3年の課程（以下「後期博士課程」という。）および前期2年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取り扱うものとする。

(修士課程)

第4条 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(研究科)

第5条 本大学院に、次の研究科を置く。

文学研究科

理学研究科

国際関係学研究科

(専攻)

第6条 各研究科に、それぞれ次の専攻を置く。

文学研究科 英文学専攻

理学研究科 数学専攻 情報科学専攻

国際関係学研究科 国際関係論専攻

(収容定員)

第7条 各研究科の収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

(入学定員)

文学研究科

英文学専攻

2. 学則

	修士課程	30人	(15人)
	後期博士課程	15	(5)
理学研究科	数 学 専 攻		
	修士課程	10	(5)
	後期博士課程	6	(2)
	情報科学専攻		
	修士課程	10	(5)
	後期博士課程	3	(1)
国際関係学研究科	国際関係論専攻		
	修士課程	20	(10)
	後期博士課程	9	(3)
	合 計	103	(46)

第2章 教育課程および履修方法

(大学院の教育課程)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 各研究科が開設する授業科目および単位数は、別に定める。
- 前項に定めるもののほか、各研究科は、大学院委員会の議を経て臨時に授業科目を開設することができる。
- 本大学院は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

(授業科目の履修)

第9条 学生は、第23条第2項に規定する指導教授の指導に基づき、前条第2項および第3項の授業科目を選択し、履修し、および研究指導を受けなければならない。

- 学生は、毎学年の始めに、その学年に履修する授業科目を定め、所定の期日までに研究科へ届け出なければならない。
- 各研究科において指導教授が教育上有益と認めるときは、学生が学部の専門教育科目を履修することを認めることができる。
- 前項の規定により学生が履修した学部の専門教育科目について修得した単位は、各研究科が定める単位数を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。
- 文学研究科および国際関係学研究科において指導教授が教育研究上有益と認めるときは、修士課程の学生にあつては8単位、後期博士課程の学生にあつては4単位を超えない範囲で、学生がそれぞれ他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。
- 前項の規定により学生が履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第10条 各研究科において指導教授が教育研究上有益と認めるときは、別に定めるところにより他の大学の大学院とあらかじめ協議の上、学生が当該他大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 前項の規定により学生が履修した他大学院の授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得した単位とみなすことができる。
- 前2項の規定は、学生が外国の大学へ留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 各研究科において指導教授が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した

2. 学則

単位を含む。)を、8単位を超えない範囲で、当該研究科で履修した授業科目について修得したものとみなすことができる。

(研究指導の委託)

第11条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院または研究所等（以下「他大学院等」という。）とあらかじめ協議の上、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の場合において、修士課程の学生については、他大学院等で受ける研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項の規定により学生が他大学院等で受けた研究指導は、当該研究科で受けた研究指導の一部とみなすことができる。

(履修方法等の細目)

第12条 授業科目の履修方法等および研究指導の細目については、各研究科において別に定める。

第3章 履修・修了の認定および修了の条件

(授業科目の履修の認定)

第13条 授業科目の履修の認定は、筆記試験または口述試験によるものとする。ただし、論文・レポートの提出その他の方法によることができる。

2 前項の試験は、学年末または学期末に行い、試験に合格した者には所定の単位を与える。

3 試験の実施については、各研究科において別に定める。

4 試験を受けることができなかった者は、各研究科委員会がやむを得ない事由があると認めたときは、追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、授業科目および修士論文については、A・B・C・D・Fの5種とし、A・B・C・Dを合格とする。

2 第16条および第17条第1項の最終試験および博士論文の成績の評価は、合格・不合格とする。

3 成績の評価に関する基準等については、各研究科において別に定める。

(課程修了の認定)

第15条 課程修了の認定は、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者について、学位論文の審査委員が審査および最終試験を行い、その成績に基づいて研究科委員会が行う。

2 前項の学位論文の審査委員、審査方法等については、各研究科において別に定める。

(後期博士課程の修了要件)

第16条 各研究科の後期博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、授業科目について当該課程が定めるところにより20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、当該課程に1年以上（次条第1項ただし書きの規定により優れた業績をあげた者として当該研究科の修士課程を修了した者については、当該修士課程の在学期間を含めて3年以上）在学すれば足りるものとする。

(修士課程の修了要件)

第17条 各研究科の修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、授業科目について当該課程が定めるところにより32単位（理学研究科の当該課程にあつては30単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2. 学則

- 2 前項の場合において、当該研究科の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第4章 学位の授与

(学位の授与)

第18条 各研究科の修士課程または後期博士課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格し、当該課程を修了した者には、その課程に応じて、それぞれ修士または博士の学位を授与する。

- 2 各研究科の後期博士課程を経ないで、当該研究科に学位論文を提出して博士の学位を請求した者がある場合は、当該学位論文が前項の規定により学位を授与される者の学位論文と同等以上の内容のものであり、かつ専攻分野に関し同等以上の学識を有することが試験により確認されたときは、博士の学位を授与することがある。

(博士の種類)

第19条 各研究科において授与する前条第1項の博士の学位は、それぞれ次のとおりとする。

文学研究科	英文学専攻	博士(文学)
理学研究科	数学専攻	博士(理学)
	情報科学専攻	博士(理学)
国際関係学研究科	国際関係論専攻	博士(国際関係学)

(修士の種類)

第20条 各研究科において授与する第18条第1項の修士の学位は、それぞれ次のとおりとする。

文学研究科	英文学専攻	修士(文学)
理学研究科	数学専攻	修士(理学)
	情報科学専攻	修士(理学)
国際関係学研究科	国際関係論専攻	修士(国際関係学)

(学位規程)

第21条 学位の授与については、津田塾大学学位規程で定める。

(教育職員の専修免許状の免許教科)

第22条 各研究科の修士課程において取得することができる高等学校教諭専修免許状および中学校教諭専修免許状の免許教科は、それぞれ次のとおりとする。

文学研究科	外国語〔英語〕(中学校・高等学校)
理学研究科	数学(中学校・高等学校)
	情報(高等学校)
国際関係学研究科	社会(中学校)
	地理歴史(高等学校)
	公民(高等学校)

第5章 教員組織および運営組織

(指導教授)

第23条 本大学院における授業および研究指導は、本大学院の教授が担当する。ただし、准教授または講師に担当させることがある。

- 2 学生には、入学した学生ごとに当該学生の研究指導を担当する指導教授が定められるものとする。

(研究科委員会)

2. 学則

第24条 各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、前条第2項の指導教授をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、当該研究科における学生の授業および研究指導、入学試験、試験、学位論文の審査その他研究科の運営に関する事項を審議する。

(研究科委員長)

第25条 各研究科委員会に、研究科委員長を置く。委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

(大学院委員会)

第26条 本大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、各研究科に共通の事項を審議し、各研究科委員長をもって組織する。

(大学院委員会の委員長)

第27条 大学院委員会に、委員長を置く。委員長は、学長が当たり、委員会を招集し、その議長となる。

(大学院委員会の審議事項)

第28条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項
- (2) 授業および研究指導に関する事項
- (3) 入学・休学・復学・退学・再入学・転学・留学および除籍に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 賞罰に関する事項
- (6) 大学院学則および諸規程の制定・改廃に関する事項
- (7) FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項
- (8) その他大学院に関する重要事項

(大学院に関する事務の処理)

第29条 大学院に関する事務は、関係各課の協力を得て事務局教務課が処理する。

第6章 学年・学期・休業日

(学年・学期)

第30条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学期を2期に分け、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目は夏期休暇終了後から始める。

(休業日)

第31条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

本学の創立記念日 9月14日

夏期休業 8月1日から9月30日まで

冬期休業 12月20日から翌年1月7日まで

春期休業 3月25日から3月31日まで

2. 学則

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、大学院委員会の議を経て臨時に休業日を変更することができる。

第7章 入学・休学・退学・再入学・転学・留学および除籍

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第33条 本大学院の修士課程または後期博士課程に入学することのできる者は、女性で次の各号の一に該当する者とする。

修士課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本大学院が認めた者
- (6) その他本大学院において、大学卒業と同等以上の学力があると認めた者

後期博士課程

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の志願)

第34条 本大学院に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添え、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

(入学手続き)

第35条 入学の選考に合格し、入学を許可された者は、保証人連署の保証書およびその他必要な入学書類を添えて、指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

- 2 保証人は、独立の生計を営み確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。
- 3 保証人の身上、住所等に異動が生じた場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(在学期間)

第36条 在学期間は、休学期間を除き、修士課程にあつては4年、後期博士課程にあつては6年を超えることはできない。

(休学)

第37条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の様式にその理由を記入し、保証人連署の上願い出なければならない。

- 2 休学期間は1年または半年とする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。
- 3 休学期間は通算して修士課程では4年、後期博士課程では6年を超えることができない。

(復学)

2. 学則

第 38 条 休学中の者が復学を希望するときは、所定の様式による復学願を（病気の場合は医師の診断書を添え）提出しなければならない。

（退 学）

第 39 条 退学しようとする者は、所定の様式にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 退学に関する細則は別にこれを定める。

（再入学）

第 40 条 退学した者で再入学を願い出た者があるときは、大学院委員会の議を経て許可することがある。

2 再入学に関する細則は別にこれを定める。

（転 学）

第 41 条 他の大学院から本大学院へ、または本大学院から他の大学院へ転学を希望する者があるときは、大学院委員会の議を経て許可することがある。

（留 学）

第 42 条 外国の大学へ留学しようとする者は、所定の手続きを経て、大学院委員会の承認を得なければならない。

2 留学に関する細則は、別に定める。

（除 籍）

第 43 条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 新入生で定められた期日までに履修科目届を提出しない者
- (2) 授業料等諸料金の納付を怠り督促を受けてもなお納めない者
- (3) 第 36 条に定める在学期間を超えてなお退学しない者
- (4) 第 37 条第 3 項に定める休学期間を超えてなお復学または退学しない者
- (5) 許可なく 3 カ月以上欠席した者

2 除籍に関する細則は別にこれを定める。

第 8 章 入学検定料・入学金・授業料等

（入学検定料）

第 44 条 入学を志願する者は、その出願のときに入学検定料を納入しなければならない。

2 入学検定料の額は、別表 1 のとおりとする。

（入学金）

第 45 条 入学を許可された者は、入学金を指定の期日までに納入しなければならない。ただし、本学の修士課程から引き続きその研究科の後期博士課程に入学する場合は、その入学金を免除する。

2 入学金の額は、別表 2 のとおりとする。

3 第 1 項および前項の規定は、再入学および転入学の場合に準用する。

（授業料および施設設備費）

第 46 条 授業料および施設設備費の額は、別表 3 のとおりとする。

2 授業料および施設設備費は、各年度に係る額について、前期および後期の 2 期に区分して納入するものとし、それぞれの学期において納入する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

3 前項に規定する額は、前期にあつては 5 月 10 日まで、後期にあつては 10 月 31 日までに納入しなければならない。

2. 学則

- 4 前項の規定にかかわらず、前期分に係る額を納入するときに、後期分に係る額を併せて納入することができる。
- 5 入学年度の前期または前期および後期に係る授業料および施設設備費については、第3項および前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、前期分に係る額の納入を9月30日まで、後期分に係る額の納入を翌年の3月31日まで延期することができる。
- 7 特に必要があると認められるときは、前項の規定により9月30日までに延期された前期分に係る額の納入を翌年の3月31日まで延期することができる。

(退学する者の授業料等)

第46条の2 学期の途中で退学する者も、退学する学期に係る前条第2項に規定する額の授業料および施設設備費を納入しなければならない。

(授業料および施設設備費の特例)

第46条の3 次の各号に掲げる者が学期の区分に応じて納入する授業料および施設設備費の額は、第46条第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、減免措置は別に定める細則に従い取り扱うものとする。

- | | |
|---|--|
| (1) 休学する者（次号に掲げる者を除く。）または留学する者 | 休学または留学する学期について第46条第2項に規定する額の2分の1に相当する額 |
| (2) 休学する者のうち、妊娠出産等に関係する事情により、研究科が就学中断することをやむを得ないと特に認めた者 | 休学する学期について5万円 |
| (3) 修士課程に標準修業年限以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した後、修士論文を作成するため引き続き在学し、研究指導を受ける者 | 当該研究指導を受ける学期について第46条第2項に規定する額の3分の2に相当する額 |
| (4) 後期博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した後、論文を作成するため引き続き在学する者（次号に掲げる者を除く。） | 在学する学期について第46条第2項に規定する額の2分の1に相当する額 |
| (5) 後期博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した後、論文を作成するため引き続き在学する者で、研究科が学外等で調査研究等に従事することを認めた者 | 在学する学期について5万円 |

(納入された諸料金の取扱い)

第47条 既に納入した諸料金は、事情の如何にかかわらず返却しない。

第9章 科目等履修生・聴講生・留学生・委託生・研究生

(科目等履修生)

第48条 各研究科において、一または複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、正規の学生の教育に支障がない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生の入学資格は、学士もしくは修士の学位を有する者または各研究科がこれらと同等以上の学力があると認めた者とする。
- 3 科目等履修生が履修した授業科目の試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

(聴講生)

2. 学則

第48条の2 各研究科において、特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、正規の学生の教育に支障がない範囲において、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の入学資格は、学士もしくは修士の学位を有する者または本大学院がこれらと同等以上の学力があると認めた者とする。

(留学生)

第49条 各研究科において、大学院の入学資格を有する外国人で本大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、留学生として入学を許可することがある。

(委託生)

第50条 各研究科において、官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等から、特定の授業科目の履修または研究指導を委託する希望があるときは、正規の学生の教育に支障がない範囲において、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の入学資格は、大学卒業者、修士の学位を有する者または本大学院においてこれらと同等以上の学力があると認める者とする。

(研究生)

第51条 各研究科において、特定課題の研究を希望する者があるときは、正規の学生の教育に支障がない範囲において、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(細則への委任)

第52条 科目等履修生、聴講生、留学生、委託生および研究生の入学手続き、学費等に関する細則は、別に定める。

(科目等履修生等に対する本学則の適用)

第53条 別段の定めがない限り、科目等履修生、聴講生、留学生、委託生および研究生についても、本大学院学則その他の規程等は適用があるものとする。

第10章 他大学院との交流

(単位互換等の協定)

第54条 本大学において、教育上有益であると認めるときは、他大学の大学院との間に単位互換および研究指導の受託または委託の協定を結ぶことがある。

2 前項の協定に係る他大学の大学院の認定、その他協定に関する重要事項については、大学院委員会の議を経なければならない。

3 前2項の規定に基づく協定により、本大学院に受け入れる他大学院の学生は、授業科目の履修については特別聴講学生とし、研究指導については特別研究学生とする。

4 特別聴講学生および特別研究学生に関する細則は、各研究科において定める。

(他大学院の授業科目の履修等の手続き)

第55条 本大学院の学生が、協定を結んだ他大学の大学院（以下「協定校」という。）において授業科目を履修しようとするときは、当該研究科の委員長の許可を得なければならない。

(他大学院学生の受入れの許可)

第56条 協定校からの委託があったときは、本大学院の学生の教育に支障がない範囲で、協定校の学生が本大学院において特定の授業科目を履修することを認めるものとする。

(他大学院で修得した単位等の認定)

2. 学則

第 57 条 本大学院の学生が協定校において履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、当該研究科で修得したものとみなすことができる。

(特別聴講学生等の授業料等)

第 58 条 第 54 条第 3 項の特別聴講学生および特別研究学生の授業料等は、協定校との協議により定める。

第 11 章 研究指導施設

(学生自習室、演習室等)

第 59 条 本大学院の学生のため、学生自習室、演習室等を置く。

(附属図書館等の利用)

第 60 条 本大学院の学生は、本学の附属図書館、本大学付属の研究所等の諸施設および諸設備を利用することができる。

第 12 章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第 61 条 本大学院の学生は、本学のウェルネス・センター、食堂、学生寮、運動施設その他本学のすべての厚生保健施設を利用することができる。

2 施設利用に関する細則は別にこれを定める。

第 13 章 奨学金制度

(奨学金)

第 62 条 津田塾大学大学院修士課程奨学金、津田塾大学大学院後期博士課程奨学金および津田塾大学大学院海外奨学金を置く。

第 14 章 賞 罰

(表彰)

第 63 条 人物および学業の特に優秀な学生は、表彰することがある。

(懲戒)

第 64 条 この学則およびこれに基づいて定める規程等に違反し、または学生の本分に反する行為があった場合には、懲戒することがある。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

第 15 章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第 65 条 本大学院は、第 1 条および第 2 条の目的を達成するため、自ら点検・評価を行う。

2 点検項目および実施体制については、別に定める。

2. 学則

附 則

この学則は、昭和 38 年（1963 年）4 月 1 日から施行する。
（昭和 40 年（1965 年）4 月 1 日施行から平成 15 年（2003 年）4 月 1 日施行まで省略）

附 則

この学則は、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から施行する。

2. 学則

■別表

別表1 入学検定料

金額
30,000 円

別表2 入学金

金額	備 考
180,000 円	他大学学部卒業生・他大学院修士課程修了者
90,000 円	本大学学部卒業生・本大学院修士課程修了者

別表3 2012年度の授業料・施設設備費（年額）

（単位：円）

入学年度	文学研究科・国際関係学研究科			理 学 研 究 科		
	授業料	施設設備費	合 計	授業料	施設設備費	合 計
2010年度 (平成22年度)	500,000	152,000	652,000	550,000	168,000	718,000
2011年度 (平成23年度)	494,000	150,000	644,000	543,000	166,000	709,000
2012年度 (平成24年度)	488,000	148,000	636,000	536,000	164,000	700,000

※2009年度以前の入学者については、別に定める。

2. 学則

大学院学則第 41 条が規定する留学に関する細則

1. 本大学院との間に事前に相互交流の協定があるか、または正規の高等教育機関で学位授与権を有する外国の大学または研究機関への留学を希望する学生が、教育上有益であるとする本学の判断により、その承認を得た場合は、1カ年を限度として、その留学期間を本学大学院における修業年限に算入できる。
2. 留学先の大学等において修得した単位のうち、適当と認められたものは、10単位を限度として、本学大学院の修了に必要な単位としての認定を受けることができる。
3. 外国の大学等に留学する学生で、この細則の適用を希望する者は、所属研究科委員長に申し出てその指導を受けた後、原則として渡航1カ月前までに入学許可証を添えて留学許可願を教務課に提出しなければならない。
4. 留学期間は最長2年間とする。そのうち1年は修業年限に、残りの1年は在学期間に算入される。
5. 留学先大学等での修得単位の認定を受けるためには、下記の書類を添付して、単位認定願を教務課に提出しなければならない。
 - ① 留学先大学等カタログ
 - ② 成績証明書
 - ③ 履修科目講義内容説明書
6. この細則の適用を受けて留学した者が、引き続き次年度も留学する場合は、1年目終了の1カ月前までに所定の手続きをとり、許可を得なければならない。
7. この細則の適用を受けず、休学で留学した者の単位認定は行われぬ。